

類型4) スポーツ団体の懲罰、紛争解決に問題がある場合 ～内部

ルール不備、適用の問題点

<事例>

あるスポーツ団体では、未成年者である選手(被害者)に対する暴力行為を働いた指導者への処分に関し、何ら手続規程を定めていなかったうえ、被害者への聞き取り調査も行わず、理事会のみで永久追放処分を課してしまいました。また、このスポーツ団体は、当該指導者に対し弁明の機会を設けることのないまま処分を課したうえ、当該指導者に交付された永久追放処分の通知書には、当該処分の対象となった具体的な事実の明記がありませんでした。さらに、このスポーツ団体には、当該処分の不服申立手続について、日本スポーツ仲裁機構を利用できる自動応諾条項も定めておらず、また、当該指導者による仲裁申立てにも同意しませんでした。

このスポーツ団体ではどのような処分手続を採る必要があったのでしょうか。

◆ 対応のポイント

スポーツ団体に登録する指導者等が体罰問題等個人的に不祥事を起こした場合、事実関係及び原因の調査のほか、関与した選手の処分等の対応を採りましょう。

処分に当たっては、弁明の機会の付与と処分の適性確保、不服申立手続の整備等、適正手続を経る必要があります。

◆ コンプライアンス強化のための実践案

(1) 十分な事実関係の調査・原因究明

体罰問題等の、選手や指導者等の個人的な不祥事が発生した場合には、まず、事実関係を把握し、原因を究明して、判明した事実関係及び原因に基づいた適切な対応が必要となります。

事実関係の把握に際しては、被害者が未成年者の場合等、選手の保護が必要な場合などの事情がある場合には、被害者からの直接の聴取が必須とまではいえません。しかし、不祥事の実事が明らかになった場合には、当該指導者等に対して不利益処分を課す以上、通常は、被害者からの聴取はもちろんのこと、関係者に対する徹底的な調査を実施し、事実関係を把握することが重要になります。もっとも、事実関係の調査に際しては、当該指導者との人間関係等の理由から、関係者が協力的な対応を取らない場合も十分に考えられます。スポーツ団体においては、処分手続を定める規程等において、事実調査に対する協力義務を定める等、調査拒否への対策を事前に講じておくのが望ましいといえます。

なお、調査の方法ですが、個人の問題であれば、スポーツ団体内での調査委員会による調査、原因究明でも足りると考えられます。ただし、スポーツ団体における法務担当、顧問弁護士等、有識者のサポートを得る方が望ましいでしょう。例えば、日本スポーツ法支援・研究センターでは、不祥事に係る事実調査の受託事業を行っています。また、事案の規模によっては、複数人の外部有識者による第三者委員会等を構成することが望ましい場合もあります。

スポーツ団体がすべての不祥事の調査に対応するのではなく、下部団体（都道府県協会等）が対応する場合があります。この場合、スポーツ団体が有する事実調査に係る権限を下部団体に委任する規定を設けるとともに、下部団体が行った調査の結果を共有する態勢を整備することが必要です。

(2) 調査結果をもとにした適切な処分 ～弁明の機会と処分の適正

調査によって判明した事実関係及び原因に即して、必要かつ適正な処分を採りましょう。

① 弁明の機会の付与

スポーツ団体による処分は、処分の対象者にとって著しい不利益をもたらすので、本人から直接言い分を聞いた上で、本人に弁明の機会を与える必要があります。このような弁明の

機会を与えなかった場合、処分が取り消されることもあります³⁹ので、きちんと手続を設けましょう。このような処分手続の詳細については、既に公表されている文部科学省の「スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議におけるスポーツ団体処分手続モデル規程(試案)」⁴⁰や、平成 29 年度スポーツ庁委託事業「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン別紙3処分手続規程」⁴¹が非常に参考になります。

② 処分の適正性確保

また、処分を決定する上で重要なことは、問題となっている行為と処分の均衡です。不祥事の内容に比べて、過度に緩やかな、あるいは過度に厳しい処分を課すことは、処分の適正さに疑いを生じさせることになりかねません。処分を決める上でも、調査の場合と同様に、スポーツ団体外の有識者の関与を検討すべきでしょう。日本スポーツ協会(旧日本体育協会)「公認スポーツ指導者処分基準」⁴²別表や、平成 29 年度スポーツ庁委託事業「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン別紙6モデル処分基準(試案)」⁴³が非常に参考になります。

③ 処分内容と理由の通知・説明

そして、スポーツ団体が処分を課す際には、処分の対象となった者に対して、処分の内容とその理由を直接通知・説明します。なお、通知の際には、処分対象者自身がどのような事実によって処分がなされたのかのかが把握できるよう、処分の対象となった事実を通知に具体的に明記することが必要です。

(3) 不服申立手続の設置

当事者が処分に対して不服がある場合には、処分の適法性・妥当性について、公正・中立

³⁹ 日本スポーツ仲裁機構 JSAA-AP-2003-001 号ウエイトリフティング事件では、告知聴聞の手続を与えなかったことを理由の一つとして、処分を取り消しています。

<http://jsaa.jp/award/2003-001.html>

⁴⁰ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/020/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/01/17/1343415_01.pdf(※協力者会議報告書 28 ページ参照)

⁴¹ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_09.pdf

⁴² <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/shobunkijyun.pdf>

⁴³ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_12.pdf

な立場にある第三者の判断を仰ぐ機会が与えられる必要があります。処分を通知する場合には、あわせて、処分理由(処分の対象となる具体的事実を含みます。)、処分に対する不服申立てができること、そしてその手段についても説明すべきです。

スポーツ団体内で不服申立手続を設けるのもひとつの方法ですが、スポーツ団体による処分の適正さを担保するため、日本スポーツ仲裁機構(JSAA)のスポーツ仲裁制度⁴⁴を利用して解決される道が用意されていなければなりません。この意味で、この仲裁制度を利用する自動応諾条項を採択しておくことが重要です。

また、仮にこのような道を用意していなかったとしても、処分対象者による不服申立てについては、仲裁合意に応じるようにすべきでしょう。

(4) 内部ルール遵守に関するコンプライアンス教育の実施

懲戒処分は、処分の対象者にとって大きな影響を及ぼす事項であり、また、処分手続きに問題があった場合、事後的に手続をやり直す必要があるなど、スポーツ団体内で大きなトラブルになる事項です。このような大きな影響力を有する事項であるからこそ、スポーツ団体の役職員については、懲戒処分について十分に理解を深めておく必要があります。

⁴⁴ <http://jsaa.jp/sportsrule/arbitration/index.html#t1>

◆ スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン参照部分

- ・ 37 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (2) 法令遵守」⁴⁵
- ・ 41 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (4) NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインの遵守」⁴⁶
- ・ 45 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (1) コンプライアンス推進組織の設置」⁴⁷
- ・ 63 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (2) 司法機関(懲罰制度、紛争解決制度)の構築」⁴⁸
- ・ 129 ページ 「3 コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン (1) スポーツ団体役職員向け[組織マネジメント]のコンプライアンス教育の実施」⁴⁹

◆ NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン参照部分

- ・ 125 ページ 「5 NF の懲罰、紛争解決に関するフェアプレーガイドライン (1) 懲罰制度、紛争解決制度の構築」⁵⁰
- ・ 171 ページ 「7 NF のインテグリティ(高潔性)に関するフェアプレーガイドライン (4) 暴力の根絶、セクハラ・パワハラの禁止」⁵¹

⁴⁵ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_04.pdf

⁴⁶ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_04.pdf

⁴⁷ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

⁴⁸ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

⁴⁹ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_06.pdf

⁵⁰ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_08.pdf

⁵¹ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_10.pdf